

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年7月5日(2018.7.5)

【公開番号】特開2017-109092(P2017-109092A)

【公開日】平成29年6月22日(2017.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2017-023

【出願番号】特願2016-240339(P2016-240339)

【国際特許分類】

A 6 1 J	1/10	(2006.01)
B 6 5 D	30/02	(2006.01)
B 6 5 D	81/24	(2006.01)
G 0 1 N	33/70	(2006.01)
G 0 1 N	33/50	(2006.01)

【F I】

A 6 1 J	1/10	3 3 1 C
B 6 5 D	30/02	
B 6 5 D	81/24	G
G 0 1 N	33/70	
G 0 1 N	33/50	F

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年5月22日(2018.5.22)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クレアチンセンサ及び／又はクレアチニンセンサの較正並びに／あるいは品質制御のための基準流体を収容する密封袋であって、

内側ポリマー層及び外側ポリマー層と、

前記内側ポリマー層及び前記外側ポリマー層の間の酸化アルミニウム気体遮断層と、そして更に

アクセスプローブによって穿通されるように適合された封止要素を備え、

前記内側ポリマー層は、前記基準流体と接触してあり、前記基準流体はクレアチン及び／又はクレアチニンを含む、密封袋。

【請求項2】

前記内側ポリマー層と前記外側ポリマー層との間に、第1の追加ポリマー層を更に備えている、請求項1に記載の密封袋。

【請求項3】

前記第1の追加ポリマー層は、前記外側ポリマー層と前記酸化アルミニウム気体遮断層との間に位置決めされている、請求項2に記載の密封袋。

【請求項4】

第2の追加ポリマー層及び更なる酸化アルミニウム層を更に備え、前記第2の追加ポリマー層及び前記更なる酸化アルミニウム層は、前記外側ポリマー層と前記第1の追加ポリマー層との間に位置決めされている、請求項2又は3に記載の密封袋。

【請求項5】

前記更なる酸化アルミニウム層は、前記第1の追加ポリマー層と前記第2の追加ポリマ

一層との間に位置決めされている、請求項4に記載の密封袋。

【請求項6】

前記内側ポリマー層は、ポリオレフィンである、請求項1～5のいずれか一項に記載の密封袋。

【請求項7】

前記外側ポリマー層は、二軸延伸ポリアミドである、請求項1～6のいずれか一項に記載の密封袋。

【請求項8】

前記第1の追加ポリマー層及び前記第2の追加ポリマー層は、ポリエチレンテレフタレートである、請求項4又は5に記載の密封袋。

【請求項9】

前記酸化アルミニウム気体遮断層は、40～60nmの厚さを有する、請求項1～8のいずれか一項に記載の密封袋。

【請求項10】

前記更なる酸化アルミニウム層は、40～60nmの厚さを有する、請求項4、5又は8に記載の密封袋。

【請求項11】

前記内側ポリマー層は70～90μmの厚さを有する、請求項1～10のいずれか一項に記載の密封袋。

【請求項12】

前記外側ポリマー層は、10～20μmの厚さを有する、請求項1～11のいずれか一項に記載の密封袋。

【請求項13】

前記第1の追加ポリマー層は、10～15μmの厚さを有する、請求項4、5、8又は10に記載の密封袋。

【請求項14】

前記第2の追加ポリマー層は、10～15μmの厚さを有する、請求項4、5、8、10又は13に記載の密封袋。

【請求項15】

各ポリマー層は、二軸延伸ポリマーである、請求項1～14のいずれか一項に記載の密封袋。

【請求項16】

前記基準流体は、CO₂、O₂、K⁺、Na⁺、Ca²⁺、Cl⁻、グルタミン酸、乳酸塩、ヘモグロビン、及び尿素からなる群から選択される、少なくとも1種の構成成分を更に含む、請求項1～15のいずれか一項に記載の密封袋。

【請求項17】

前記密封袋の内側表面に取り付けられた支持要素を更に備えている、請求項1～16のいずれか一項に記載の密封袋。

【請求項18】

前記支持要素と前記密封袋の前記内側表面とは、同じ材料から作製される、請求項17に記載の密封袋。

【請求項19】

前記支持要素は、アクセスプローブを受容するための少なくとも1つの通路を備えている、請求項17又は18に記載の密封袋。

【請求項20】

較正並びに／あるいは品質制御のためのクレアチンセンサーセンブリ及び／又はクレアチニンセンサーセンブリであって、

請求項1～19のいずれか一項に記載の密封袋と、

アクセスプローブを備えているアクセスシステムと、

クレアチンセンサ及び／又はクレアチニンセンサと、

を備える、クレアチンセンサーセンブリ及び／又はクレアチニンセンサーセンブリ。

【請求項 21】

基準流体袋アセンブリであって、

前記基準流体の引き抜きのために、アクセスプローブによって穿通されるように適合された、請求項 1 ~ 19 のいずれか一項に記載の密封袋と、

アクセスシステムと、

を備え、

前記アクセスシステムは、

前記密封袋の外側に設けられており、前記アクセスプローブが前記密封袋を貫通した場合に、前記密封袋と前記アクセスプローブとの間のあらゆる漏出を防止する封止要素と、

前記密封袋の内側に設けられており、前記密封袋の縁部に本質的に平行に延びてあり、前記密封袋が前記アクセスプローブによって貫通される際に、前記密封袋を支持するよう適合されている長手方向支持要素と、

を備えている、基準流体袋アセンブリ。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0023

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0023】

基準流体は、CO₂、O₂、K⁺、Na⁺、Ca²⁺、Cl⁻、グルタミン酸、乳酸塩、ヘモグロビン、クレアチニン、クレアチニン、及び尿素からなる群から選択される、少なくとも 1 種の構成成分を含む。好ましくは、基準流体は、少なくともクレアチニン及び／又はクレアチニンを含む。